

「福岡市保健福祉総合計画（原案）」に関する
市民意見要旨と対応の考え方
（案）

平成 28 年 5 月

福岡市保健福祉局

1 市民意見募集の結果概要

- (1) 意見募集期間 平成 28 年 3 月 1 日～平成 28 年 3 月 30 日
- (2) 閲覧・配布場所
情報プラザ，情報公開室，各区役所・出張所，各区保健福祉センター，保健福祉局政策推進課などで閲覧・配布を行うとともに，福岡市ホームページにおいて公表
- (3) 市民説明会等実施 参加者計 125 名（内訳：市民説明会 27 名，団体への説明会 98 名）
- (4) 意見の提出者数 提出者数 45 人・団体（内訳：FAX 23，ホームページ 10，電子メール 6，郵送 4，持参 2）
- (5) 意見の件数 意見件数 161 件

項目	件数	意見への対応	
		修正	原案通り
1 全般	4	1	3
2 序論・総論	9	4	5
3 各論			
① 健康・医療分野	13	2	11
② 地域分野	18	3	15
③ 高齢者分野	24	4	20
④ 障がい者分野	89	5	84
4 その他	4	1	3
合計	161	20	141

1 全般

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
1	-	計画推進にあたっては、担当職員のさらなる尽力を期待する。	福岡市は成長する都市、住みやすい街として評価が高く、生まれ・育ち・生涯を住む町として幸せだと思っているが、福岡市も今後超高齢者の町になることは避けられない。そのことを念頭に今回の保健福祉総合計画を策定していることが強く感じられた。計画の遂行に当たり、更なるご尽力を担当職員を始め、関係者の皆様方をお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に、計画を推進してまいります。
2	-	コミュニケーション的少数者の存在について配慮ある掲載が必要ではないか。	障害者基本法で手話は言語と定められており、通常のコミュニケーションである話し言葉、書き言葉と異なるコミュニケーションを用いる市民への配慮等について、計画内では一切触れていない。 コミュニケーション的少数者（手話を日常コミュニケーションとする者）の存在について、配慮のある掲載が必要ではないか。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえ、下記の記述を追加します。 P211 施策 2-4 意思疎通支援 ○の1つ目として以下を追加 ○日常のコミュニケーションに困難のある障がいの特性や、言語のひとつである手話についての啓発を進め、市民の理解の促進に努めます。 なお、「言語のひとつである手話」について、下記のとおり用語集に追記します。 「言語のひとつである手話：手話は、ろう者の集団のなかから自然発生的に生まれた言語で、手、身体、表情などを使って表現するもので、日本語とは異なる言語構造を持っており、独自の言語として使用されている。」

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
3	-	超高齢化の中の福祉という点のみでなく、災害、教育等誰にも起こりうる事柄と福祉とを重ねて具体案を検討する必要がある。	<p>原案は高齢化社会における福祉の問題を映してこれまでのものより、より現実的な案になっていると思うが、目指す市民誰もが享受できる福祉のためには具体的側面が無く、超高齢化の中の福祉という点のみを考えるのではなく、例えば災害、年齢を経るということ、教育等々、誰にも起こり得る事柄と福祉とを重ねて具体案を検討する必要があるように思う。</p> <p>(提案)</p> <p>災害時に被害を大きくする通電火災の予防のための機器の整備、アジアに開かれた福岡市という利点を活用した、グローバル都市として、英語による介護福祉士の受験、義務教育課程における、点字、手話、指字などの教育、行政文書のほか、民間の重要な公表文書の音訳、点字訳の義務化、県政、市政に関わるラジオ放送局の創設、福岡、九州に関わる公共局としての活用等、上記提案は、現在の技術で可能であり、人々が相互に関わることで行ってゆける事柄であり、現在の人口構成だけでない社会においても有効と思える。</p> <p>また、市政への負担も少なく済むのではないかと思う。</p>	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。ご指摘の点については、主に地域分野において、「災害時に備えた見守りの仕組みづくり」や、「福祉意識の醸成」の施策に取り組むことなどを記載しています。いただいたご意見を参考に、計画を推進してまいります。
4	-	介護人材の確保について、福岡市としての具体的な取組みはあるか。	介護者など福祉従事者が足りていない現状に対して、どのように人材の確保をしていくのか、福岡市として何か具体的な取組みはあるのか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。介護従事者の技術力向上を目的とした研修の実施や、サービス提供に必要な知識、技術習得のための研修の機会の確保などを継続して実施してまいります。

2 序論・総論

番号	ページ番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
5	23	財政収支の見通しについて、政策的経費などの例示が欲しい。	【図表 22】財政収支の見通しについて、政策的経費などの例示が欲しい。	【原案通り】	いただいたご意見につきまして、政策的経費とは、一つ前の P22 に記載のとおり、重要施策の推進や新たな課題に対応する経費です。
6	25	当事者調査である「福岡市高齢社会に関する調査（介護保険在宅サービス利用者調査）」も挙げるべきである。	市民意識調査については、当事者調査である「福岡市高齢社会に関する調査（介護保険在宅サービス利用者調査）（平成 25 年）」も挙げるべきである。	【原案通り】	いただいたご意見につきまして、P29 に掲載した、高齢者実態調査については、総合的な視点から、介護サービスを受けていない方も含む高齢者への調査結果を記載していますが、施策の検討に際しては介護保険在宅サービス利用者への調査結果も参考にしています。
7	43	基本理念に、障がいのある人（コミュニケーションの手段が異なる人も含む）と記載すべきではないか。	計画の基本理念についても、コミュニケーション的少数者（手話を日常コミュニケーションとする者）の存在に配慮し、「障がいのある人」は、「障がいのある人（コミュニケーション手段の異なる人も含む）」とするべきではないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「障がいのある人」とは特定の障がいに限らず、様々な障がいや社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当の制限を受ける方を広くとらえているものでございますので、原案通りの表記とさせていただきます。
8	50	ページ下のイラストは「福祉」の思想に反する。	ページ下にある高齢者が支える側に回ることを示すイラストは、支えられる人が 100% 支える側に回るかのように描かれており、「とにかく支えろ」となっている。支援者も支援されることが必要。「支え、支えられつつ生きるのが人間」であり、このイラストは「福祉」の思想に反する。	【修正】	いただいたご意見を踏まえ、イラストを変更しました。 P 50：下部イラスト ・支える側から支えられる側に回る矢印を追加し、人物の顔がわかるイラストに変更。 ・イラストの説明文を「できる範囲で支える側に…」、「支援が必要な時は支えられる側に…」という文章に変更。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
9	55	「アジアのモデルとなれるよう」を追記してはどうか	P47の「10年後のあるべき姿」にある「福祉におけるアジアのモデルとなる社会」の記載に対応して、P55の政策転換による基本方針の施策の方向性の基本的な考え方の文章の中に「アジアのモデルとなれるよう」というような文言を取り入れてはどうか。	【修正】	<p>いただいたご意見につきまして、「政策転換」(第2編第1部第3章)は、「10年後のあるべき姿」(同第2章)の実現に向けて必要なものであり、当然、3つの10年後のあるべき姿を前提としていますが、その前提が分かるよう、次のとおり、「政策転換による基本方針」(第2編第2部)に追記いたします。</p> <p>P55: 13行目</p> <p>○「第9次福岡市基本計画」に掲げる都市経営の基本戦略である、「都市の成長」を「生活の質の向上」につなげ、その好循環を創り出すとともに、本計画の基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」および10年後のあるべき姿である、生涯現役社会、「地域の力」・「民間の力」が引き出される社会、福祉におけるアジアのモデルとなる社会の実現をめざすため、本計画で取り組む施策の方向性を次のとおり定めます。</p>
10	56	「アジアに誇れる施策と施策推進」を追記してはどうか。	P47の「10年後のあるべき姿」にある「福祉におけるアジアのモデルとなる社会」の記載に対応して、P56の3つの方向性に基づく推進施策のリード文の第3パラグラフでも「アジアに誇れる施策と施策推進」という文言を取り入れてはどうか。	【原案通り】	<p>いただいたご意見につきまして、「政策転換」(第2編第1部第3章)は、「10年後のあるべき姿」(同第2章)の実現に向けて必要なものであり、当然、3つの10年後のあるべき姿を前提としていますが、その前提が分かるよう、「政策転換による基本方針」(第2編第2部)に10年後のあるべき姿を追記したため、本意見については、原案通りといたします。</p>

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
11	58	(9)に「外国人を含めた地域の住民」という表現、(11)に、「老若男女、日本人・外国人を問わず、望めば住み慣れた地域で暮らせる」を追記してはどうか。	P47の「10年後のあるべき姿」にある「福祉におけるアジアのモデルとなる社会」の記載に対応して、P58の推進施策(9)に「外国人を含めた地域の住民」という表現、(11)に、「老若男女、日本人・外国人を問わず、望めば住み慣れた地域で暮らせる」という文言を取り入れてはどうか。	【修正】	<p>いただいたご意見につきまして、「(9)人材育成」の記載内容について、「地域の住民」の方には外国人の方も当然含まれているため、原案通りとさせていただきます。</p> <p>また、「(11)誰もが住みやすい居住環境の整備」については、超高齢社会を見据え、年齢を重ねても、あるいは障がいがあっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができる居住環境を整備するという視点で推進施策を定め、それを踏まえて、高齢者分野(第3編第3部)および障がい者分野(第3編第4部)に具体的施策を記載しているため、原案通りとさせていただきます。</p> <p>一方で、外国人への配慮は、ユニバーサルデザインの理念による地域づくりという観点から重要であるため、いただいたご意見を踏まえ、地域分野における記述を一部修正します。</p> <p>P142：9行目</p> <p>○日常生活や社会生活におけるバリアを取り除くことで、高齢者や障がいのある人、妊産婦やベビーカーを使用する人、外国人などが、円滑に移動したり、施設の利用ができることなどの重要性について、市民一人ひとりが理解を深め、支え合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。</p>
12	59	国際化の進展により、感染症の感染や発生に備えることを強調してはどうか。	P47の「10年後のあるべき姿」にある「福祉におけるアジアのモデルとなる社会」の記載に対応して、国際化の進展により、感染症の感染や発生に備えることを強調してはどうか。	【修正】	<p>いただいたご意見を踏まえ、一部記述を修正します。</p> <p>P59：4行目</p> <p>○また、結核、ウイルス性肝炎、エイズ・性感染症、風しんなど各種感染症対策を講じるとともに、新興感染症や新型インフルエンザ等グローバル化に伴う感染リスクの高まりを受け、健康危機管理体制の充実を図ります。</p>

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
13	62	健康寿命の延伸については、市長・副市長・保健福祉局職員は市民の先頭にとって行動してほしい。	計画全般は、多様な施策が網羅されており、素晴らしいと思う。 しかし、P62の成果指標の1つである「健康寿命の延伸」は、早い段階からの取り組みが必要なので、さらなる長期の目標を掲げ、マスコミの注目を集めるために、市長・副市長・保健福祉局の職員は市民の先頭になって行動してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に、計画を推進してまいります。

3 各 論

① 健康・医療分野

番号	ページ 番号	意 見 要 旨 (ポイント)	意 見 要 旨	意見への対応	意 見 へ の 対 応 案
14	70	生活習慣病の記載について、「ともに憂い、ともに克服しましょう」という行政の姿勢が欲しい。	2 つめの〇の生活習慣病の現状と課題の説明は、「あなたが悪いよ」と言い捨てた感じがする。「ともに憂い、ともに克服しましょう」という行政の姿勢が欲しい。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり、一部記述を修正します。 P70：7行目 〇（略）これは長い間、運動不足や偏った食生活、喫煙など不健康な生活を続けることで、発症のリスクが高まります。特に男性は～
15	77	マナーを守る愛煙家の権利も尊重する指針にしてほしい。	たばこ行動指針の「キ 飲食店、商店、宿泊施設、文化・遊技・娯楽施設等」に、飲食店などの店頭で「禁煙マーク」「分煙マーク」「喫煙可マーク」の表示の推進、「喫煙可マーク」を新たに作るなど、喫煙マナーを守る愛煙家の権利も尊重する指針にしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は、今後の受動喫煙防止対策を検討する際の参考とさせていただきます、計画を推進してまいります。
16	77	喫煙率を減少させることはとても重要な課題であることを追記してはどうか。	計画では、喫煙と受動喫煙対策・禁煙に触れられており、より一層の対策推進を期待したい。 喫煙及び受動喫煙は、がんをはじめ、様々な疾病の原因となるものであり、こうした原因による経済的損失や過剰な医療費を抑制する医療費適正化の観点からも喫煙対策を、健康づくりの最重要の一つに据えていただくよう、より一層の対策推進を期待したい。特に重症化予防では、「喫煙は、がん、COPDをはじめとする呼吸器疾患、循環器疾患など、さまざまな生活習慣病の発症、重症化に大きく影響していることから、喫煙とCOPD等に関する認知度を高め、喫煙率を減少させることはとても重要な課題」であることを加えてはどうか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 本計画につきましては原案通りとさせていただきますが、喫煙率を減少させるため、禁煙・受動喫煙防止対策として、啓発イベントを開催する等、喫煙とCOPD等に関する認知度を高めるための普及啓発に努めております。いただいたご意見を参考に、計画を推進してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
17	77	受動喫煙の危害防止について、子どもや妊産婦を守るため、公共施設の全面禁煙や、知識の普及・啓発等具体的な取組みを望む。	<p>「受動喫煙の危害防止」について、具体的に以下のような取り組みが望まれる。</p> <p>①「分煙」では受動喫煙の危害をとうてい防ぎ得ないので、「分煙」は入れるべきではない。</p> <p>②幼稚園や小中学校を含め（私学も）、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれる。</p> <p>③受動喫煙のある飲食店などに子ども達を連れて行かない啓発や対処も望まれる。</p> <p>④施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また、施設（園、学校、子ども関連施設等、私学も）外における催し等でも、その遵守・徹底をお願いしたい。</p> <p>⑤全面禁煙となっていない公共の場、飲食店やサービス施設では、市民（及び利用者）は、受動喫煙の危害リスクのある施設及び喫煙所に、子ども・未成年者・妊産婦を同伴し立ち入らせてはならない旨の義務づけをする。かつ施設管理者にも同様の義務づけを定める。または勧奨するほか、以下のような明示の義務づけや勧奨も必要で有効かと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「受動喫煙によるタバコ煙は非喫煙者、とりわけに子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。」 ・「受動喫煙のリスクのある場所に、子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者は立ち入らないでください。立ち入らせないでください。」 ・出入口などに「子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないでください。」 	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は、今後の受動喫煙防止対策を検討する際の参考とさせていただきます、計画を推進してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
18	77	禁煙サポートの推進については、より若い世代に重点を置いた取り組みが求められる。	禁煙サポートの推進では、特定健診やがん検診等の場合は40歳以上であり、20歳前～30歳代・未成年者など、より若い世代への禁煙サポートに重点を置いた取り組みが求められる。 また、禁煙治療の保険適用については、今年4月からは35歳未満の若い世代は適用外になるため、この施策の重要性を認識して進めていただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 より若い世代に重点を置いた禁煙の支援につきましては、いただいたご意見を参考に、計画を推進してまいります。
19	77	喫煙と歯周病について、因果関係を広報し啓発を進めていただきたい。	歯と口腔の健康づくり推進については、喫煙と歯周病について、喫煙者は歯周病で歯を失う人が多く、受動喫煙でも同様のリスクがあるほか、歯周病以外にも、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あることについて広報し、啓発を進めていただくことを期待する。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 現在、世界禁煙デーや世界COPDデーなどの機会に喫煙・受動喫煙による健康被害について周知を図っているところでございます。いただいたご意見を参考に、計画を推進してまいります。
20	77	喫煙率を低減させることは健康寿命の延伸に大きく寄与するため計画における対策の推進を望む。	「健康・医療戦略」、及び「日本再興戦略」において、「国民の健康寿命を1歳以上延伸」が2020年までの達成目標として掲げられており、また保健医療2035でも「健康長寿の実現」が盛り込まれていることから、喫煙・受動喫煙の危害対策は、中長期的にも、タバコを吸えない社会環境づくりとして男女の喫煙率を低減させていく上で極めて有効で、住民の健康支援となり、健康寿命の延伸に大きく寄与すると思われることから、計画における対策の推進を望む。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見のとおり、健康寿命の延伸に大きく寄与すると考えており、いただいたご意見を参考に、計画を推進してまいります。
21	78	女性を喫煙及び受動喫煙から守ること、無煙環境支援を強調していただきたい。	女性の健康づくりの推進に関連して、女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、健康支援の視点から女性を喫煙及び受動喫煙から守ること、無煙環境支援(喫煙も受動喫煙もさせない支援)を強調していただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 女性の健康づくりの推進につきましては、いただいたご意見を参考に、計画を推進してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案				
22	78	子ども・青少年の受動喫煙危害対策について抜本的施策をお願いしたい。	次世代の健康づくりの推進に関連して、子ども・青少年の喫煙防止とともに、子ども・青少年を受動喫煙の危害から守る抜本的施策が重要であり、受動喫煙の危害防止対策、及び親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す抜本的施策をより一層お願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 次世代の健康づくりにつきましては、小学校の防煙教室を実施等しているところがございます。いただいたご意見を参考に、計画を推進してまいります。				
23	78	若い女性の痩身傾向は不健康であることを周知し、減少させる取組をお願いしたい。	特に若い女性の痩身傾向は不健康であることを周知し、減少させることの重要性について、取り組むようお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に、計画を推進してまいります。				
24	81	景観等を含め、ウォーキング環境を整備してはどうか。	ウォーキングによる健康づくりでは、景色を眺めたり、歴史・文化史跡を巡ったり、公園でひと休み等を楽しむことが長続きのコツと考えている。そのため、歴史・文化・観光施設、桜並木等の美的景観を含めたウォーキング環境の整備を加えてはどうか。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見のとおり、ウォーキングをはじめとする健康づくりは、取組みを継続していただくことが重要であると考えています。 既にある地域資源を活かして楽しく歩けるウォーキングマップづくりに取り組んでいる地域もありますことから、福岡市ではその取組みを支援し、ホームページに掲載して広報を行っているところがございます。つきましては、下記のとおり、一部記述を追加します。 P81：10行目 ○また、歴史文化・観光施設や景観の良い場所などの地域資源を活かすなど、地域で取り組んでいるウォーキングマップづくりを支援し、ウォーキングホームページなどで広報を行います。 P81：【主な事業】の一番下 <table border="1" data-bbox="1559 1174 2056 1334"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩きたくなるまちづくりの推進</td> <td>ウォーキングマップづくりの支援・ウォーキングホームページ等による広報</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業概要	歩きたくなるまちづくりの推進	ウォーキングマップづくりの支援・ウォーキングホームページ等による広報
事業名	事業概要								
歩きたくなるまちづくりの推進	ウォーキングマップづくりの支援・ウォーキングホームページ等による広報								

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
25	-	暗黙の入院3か月ルールを改善してほしい。	脳梗塞の予後のリハビリ入院で、嚥下も発語も危ないまま3か月で退院を迫られた。在宅条件づくりの第1歩であるので、暗黙の入院3か月ルールを改善して欲しい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 入院3か月ルールについてですが、入院が一定期間を超えると診療報酬点数が下がることから、病院が経営上、退院を勧めることを言っておられると思います。 診療報酬や医療保険制度の検討や見直しは国において行われることから、いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。
26	-	緊急入院で市内の保証人を求められるのは移動型都市福岡には不適合である。	緊急入院ですら市内の保証人を求められるのは、移動型都市福岡には不適合である。生活支援系の住居ではこの問題が組み込まれているので、医療系も同様である。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 入院時の保証人制度は法律上の定めがなく、各医療機関が独自の判断で行っていることから、いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。

② 地域分野

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
27	107	対象となる様々な人の例示に、外国人を追記してはどうか。	P47の「10年後のあるべき姿」にある「福祉におけるアジアのモデルとなる社会」の記載に対応して、P107の基本理念の第3パラグラフで対象となる様々な人の例示に、外国人も加えてはどうか。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえ、一部記述を修正します。 P107：13行目 (略)古くから住んでいる人、新たに転入してきた人、外国人～(略)
28	107	基本理念に社会福祉法に規定される役割と位置づけを明示した方がよい。	地域福祉の基本理念として、社会福祉法に規定されている地域福祉の役割と位置づけを明示した方がよいのではないかと考えます。位置づけとして社会福祉法第1条及び第4条は記載すべきと考えます。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 社会福祉法の趣旨につきましては、市としても重要なことであると認識しております。地域福祉の基本理念としましては、社会福祉法に規定されている地域福祉の役割と位置づけ等を踏まえ、福岡市における地域分野の基本理念等を整理し記載しているところですので、原案通りとさせていただきます。
29	107～109	計画の中で、地域福祉推進における市町村の役割が読み取れるような内容とする必要があるのではないかと考えます。	地域福祉推進における市町村の役割として、「①住民活動が積極的、安定的に続けられる基盤の整備」「②専門的な支援を必要としている困難な事例への対応」「③住民と行政が生活課題や公的サービスについて情報を共有する仕組み」「④地域福祉活動と公的な福祉サービスとのつながりをよくすること」の4項目がある。それらの役割が計画の中で読み取れるような内容とする必要があるのではないかと考えます。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見につきましては、地域分野をはじめとした保健福祉総合計画全体の中で、取り組んでまいりますことから、原案通りとさせていただきます。
30	107～143	地域福祉を推進していく行政側の組織や手法が不明確である。	本計画が策定された後、地域福祉を推進していく行政側の組織や手法が不明確ではないかと考えます。すべて地域福祉は社協がするものとして、行政側にも地域福祉の推進のための機構改革(本庁・区の強化)などが検討される必要があると思われる。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 地域福祉を推進していくためには、福岡市の関連局や社会福祉協議会等の関係団体等と連携しながら進めていくことが、市としても今後重要であると認識しております。いただいたご意見を参考に、計画を推進してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
31	107~143	社協への財政的な支援は行っているのか。	本計画における施策の方向性として掲げている3つの視点の「②地域で生活できる仕組みづくり」では、専門的知識と技術をもった専門職（CSW等）が関わり介入することで、地域の組織化を図り、併せて福祉の組織化を促し、相互の連携・協働をより推進することができると思われる。こうしたコーディネーターやCSWなどの専門職や財源が決定的に不足している状況において社協への財政的支援はされているのか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。福岡市では、福岡市社会福祉協議会が行う地域福祉活動に対して補助金を交付し、財政的支援を行っているところです。今後とも社会福祉協議会と連携して、地域福祉を推進してまいります。
32	111・112 ・118	社会福祉協議会の組織を図示する必要はあるのではないかな。	福岡市社会福祉協議会（区）組織の構造を図でわかりやすく示すことが必要ではないかな。可能であれば、（任意）校区社協や住民自治協議会との関係及び自治会と小地域福祉活動の位置づけを圏域設定のなかで具体的に示してはどうか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。ご指摘のP118につきましては、地域福祉の重要な活動団体である社会福祉協議会の現状と課題を記載したものではありませんが、組織図まで掲載する必要はないと考えております。また、P111、112の生活圏域につきましては、地域には様々な生活圏域があるという現状と市の施策を実施する際は、様々な生活圏域に応じて実施する必要があるという課題を示したものであり、原案通りとさせていただきます。
33	115	ソーシャルキャピタル（社会関係資本）について市民にわかりやすく実践しやすい理論や方法の導入を検討してはどうか。	ソーシャルキャピタル（社会関係資本）の視点について、「信頼」「絆」「挨拶」などを高めることが福祉コミュニティを構築していく上で大切な要素だと思われる。そのため、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）について、市民にわかりやすく実践しやすい理論や方法の導入を検討してはどうか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。強い絆の地域づくりにつきましては、地域福祉を推進していくなかで、市としても重要な概念であると認識しております。いただいたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。
34	119	「民生委員」は略称ではなく、「民生委員・児童委員」と正確に表現した方がよい。	民生委員は地域福祉の推進の中心的な役割を果たしており、本計画では略称として「民生委員」と掲載しているが、「民生委員・児童委員」と正確に表現したほうが良いのではないかな。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。P109 7行目におきまして、「民生委員・児童委員（以下、この部において「民生委員」という。）」としており、P237におきまして、民生委員・児童委員について説明を行っておりますので、原案通りとさせていただきます。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
35	121	「国内のみならず国際的な活動をしている NPO を支援する」を追記してはどうか。	P47 の「10 年後のあるべき姿」にある「福祉におけるアジアのモデルとなる社会」の記載に対応して、P121 の施策 2-3 の社会福祉法人・NPO・企業への支援と連携で、国内のみならず国際的な活動をしている NPO を支援するという文言を取り入れてはどうか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見につきましては、本計画では福祉課題に取り組む様々な主体を支援することになっており、外国人支援の NPO も含まれます。ご意見の国際的活動をしている NPO を追記しますと文章表現が外国人支援を強調している表現となることから原案通りとさせていただきます。
36	124~126	災害時要支援者名簿作成にあたり、関係者への事前情報共有を進めるようにしてほしい。	災害時要支援者名簿の取り扱いについて、台帳作成にあたり、支援を求めている本人に名前と住所だけは、見守りのグループに事前に知らせることの許可を得られる動きを福岡市が行っていただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 平成 28 年度から市が作成する「避難行動要支援者名簿」は、災害時の安否確認等のみに使用するだけでなく、災害に備えるための事前の取組みとして、地域による日頃の見守り活動や、要支援者一人ひとりの避難支援計画づくりなどにも使用していただくものとしております。 このため、名簿に登載された方に対しては、自身の個人情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号）を自治協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員に提供し、提供した個人情報を基に、災害に備えるための電話や訪問が行われることについて、市が同意の確認を行うこととしております。
37	124~126	町内マップ作成のための予算を配分していただきたい。	町内マップ作成の予算を特別配分していただきたい。この地図により、ふれあいネットワークの見守り活動の情報共有とともに、災害時の地域の避難行動要支援者の把握、避難、経過の確定に役立てたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 ふれあいネットワークの地域での日常的な見守り活動は、災害時の地域の助け合い活動につながるものであり、大変重要な取組であると考えております。福岡市では福岡市社会福祉協議会を通じて、ふれあいネットワークへの助成をしており、この補助金は、町内マップ作り等の活動にもご活用いただけるものです。いただいたご意見は、今後事業実施の参考とさせていただきます。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
38	125・127	共助関係の実現について、協働できる公的資源を準備する必要がある。	現役の方に多くを期待するのは無理であるため、特に屋内でのアクシデント時に「当事者からSOSが出せる」ことが重要。共助関係が実行性を持つまでの間、さらに実効性を持った後にも、協働できる公的資源を準備する必要がある。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 社会福祉協議会では、校区社協が主体となって地域で実施しているふれあいネットワークの強化や日常のちょっとした困りごとに対応できる生活支援ボランティアグループの立ち上げ支援など、地域での支え合い活動の推進に取り組んでおり、福岡市としても同協議会に財政的支援を行うなど一体的に取り組んでいるところです。今後、超高齢社会を迎えるうえで、きめ細やかな生活支援サービスは大事なことでありと認識しており、多様な主体による生活支援サービスの検討を行ってまいりたいと考えております。いただいたご意見につきましては、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
39	130	「NPOの例示に国際的福祉連携を図るNPO」を追記してはどうか。	P47の「10年後のあるべき姿」にある「福祉におけるアジアのモデルとなる社会」の記載に対応して、P130の人づくりと拠点づくりの支え手づくりの最後のパラグラフで、NPOの例示に国際的福祉連携を図るNPOを付け加えてはどうか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 ここでは、ボランティアセンターとNPO・ボランティア交流センターの連携を深めることを記載しており、原案通りとさせていただきます。
40	132	福祉教育を児童生徒を対象としたものと限定的に理解している人が多いため、「生涯福祉教育」に置き換えてはどうか。	福祉教育については、学校における福祉教育（児童生徒）と限定的に理解している人が多く、福祉意識の醸成にあたっては、子どもから大人まで学べる福祉教育の場が必要と思われる。そこで表現を「生涯福祉教育」に置き換えてはどうか。 特に福岡市は若い世代が多いにも関わらず、こうした世代が地域福祉の担い手として含まれているのか疑問である。近年では、アクティブ・ラーニングやサービス・ラーニングといった福祉教育にも関連するカリキュラムの開発が進んでおり、もっと若い世代を取り込む施策や取り組みが必要ではないかと思われる。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見の趣旨を踏まえ、一部記述を修正します。 P129<現状と課題> (1) 福祉教育 4行目 ○(略) このため、子どもから大人まで学べる福祉教育の場が必要であり、学校や企業、地域での集まり、各種セミナー等(略) なお、「生涯福祉教育」という表記につきましては、まだ一般的に使われていないことから、原案通りとさせていただきます。また、地域の支え手の中に若い世代を取り込む具体的な施策につきましては、今後検討してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
41	133	今後地域の担い手をどのように増やしていくか、具体的な方法はないのか。	本計画では、P55にある「3つの方向性」を実現するにあたり、地域住民が地域社会の福祉課題に取り組むことを基本理念として挙げているが、担い手の不足などで自治会の運営が現在難しくなりつつあり、ボランティアに参加する意思がある人の割合が多いとあるが、地域で行っている見守り隊の参加者が集まりにくいという現状もある。 団塊の世代を地域活動にという目的で、以前市主催の還暦式が開かれたことがあったが、今後地域の担い手をどのように増やしていくかについて、学習会や広報以外で何か具体的な方法はないのか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 今後、元気な高齢者や学生など若い世代が参加できるよう、大学や社協等と連携し地域福祉活動への参加を促進するための施策を検討していきます。 また、第3部高齢者分野、施策1-1社会参加活動の促進に記載しておりますが、健康づくりや地域活動への参加促進に向け、高齢者一人ひとりの取組や地域における取組を応援するインセンティブ制度の創設について検討していきます。
42	135	「国際的視察拠点となるように」を追記してはどうか。	P47の「10年後のあるべき姿」にある「福祉におけるアジアのモデルとなる社会」の記載に対応して、P135の地域の活動拠点づくりでは、国際的視察拠点となるようにという目標を掲げてはどうか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見につきましては、地域活動の拠点づくりという趣旨と異なってしまうことから、原案通りとさせていただきます。 なお、結果として外国から視察に来られるような地域拠点づくりを検討してまいります。
43	133・135	公民館の積極的な地域づくりを求めたい。	地域の人材を地域に活用するために、公民館が地域の人材バンクを作り、地域のニーズ（例えば、子供たちに勉強を教える、障がいがあるかたのサポートなど）に結びつけるなど公民館の積極的な地域づくりを求めたいと考えるが、いかがか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 地域の人材育成につきましては、重要であると認識しており、各公民館では地域の実情に応じ各種講座等を通して地域の人材育成支援を行っております。 いただいたご意見については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
44	142	在宅視覚障がい者サービス事業等の事業概要に、市内パソコンサークルの取組みであるパソコン研修等を追加してほしい。	市内パソコンサークルでは、視覚障がい者が、同じく視覚障がい者の初心者パソコン操作の指導をしており、好評である。 こうしたことから、現在の主な事業の「在宅視覚障がい者サービス事業」や「視覚障がい者のための点訳・朗読・ガイドボランティア養成講座」の事業概要に、パソコン研修をいれてほしい。 また、障がい者関係団体が行っている、「触って分かる、見て分かる地図作り」をいれてほしい。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえ、一部記述を修正します。 P142：19行 を以下に修正 視覚障がい者のQOLの充実を目的に、点訳、音訳、外出ガイド、拡大写本活動、テキスト訳活動、パソコン操作指導活動などを支援・活性化 なお、「触って分かる見てわかる地図作り」図形点訳活動については、点訳に含めて表現していますので、原文どおりとさせていただきます。

③ 高齢者分野

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
45	147・179	「老人」という文言を施策名等に使用しないよう、老人福祉法の改正を国に要望してほしい。	『高齢者』では無く『老人』の文言を使用していることについて、使用の原因は、国の「老人福祉法」に有る事は明白だが、老人福祉法の改正を、国へ要望する方法は無いのか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 『老人』の文言は、法律で用いられている文言に合わせております。 いただいたご意見については、今後の市政の参考とさせていただきます。
46	152	WHO のエイジフレンドリーシティ国際ネットワークとの交流を進めることを目指してはどうか。	アクティブ・エイジング都市福岡を実現するために、WHO のエイジフレンドリーシティ国際ネットワークとの交流を進めることを目指してはどうか。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえ、一部記述を修正します。 P145：26行目 また、高齢化は日本だけでなく、世界共通の課題となっています。特にこれから急速に高齢化が進むアジアの国々は、日本の取組みに注目しており、福岡市においても、この分野におけるアジアの国々との交流が盛んになっています。福岡市がこの分野で持続可能な施策に先導的に取り組むことは、高齢社会対応のモデルとしてアジアの国々にも貢献することにつながります。 P148 基本目標 1 現状と課題 (1) 平均寿命の延伸 ○(省略) ○WHO(世界保健機構)では、「高齢者に優しい都市国際ネットワーク」づくりを進めており、福岡市民のいきいきとしたシニアライフの実現のためには、こうした国際的な動きにも注目しながら、よりよい施策立案のための情報交流も重要となってきます。
47	152	65歳以上をシルバーと呼ぶのは語弊があるので、シルバー手帳の名称を変更してはどうか。	シルバー手帳は、現在65歳以上に配布されているが、高齢化社会に於いて「65歳」を“シルバー”と呼ぶには語弊がある。手帳の名称を変更されてはどうか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 シルバー手帳につきましては、手帳がなくても健康保険証などの身分証があれば、施設の利用料金の減免が可能な場合も多いこともあり、今後、そのあり方について検討してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
48	153	お金を使わずとも、介護予防・見守りにつながる施策は可能である。 高齢者の体力は向上しているので、70歳以上を高齢者としてはどうか。	高齢者乗車券を配布していると思うが、新たにお金を使わずとも、公民館に毎日出勤してもらい、会話をしながら内職をしていただくことで、体力強化、体調・安否確認を一度に行うことができる。 日本はトップの長寿国であり、高齢者の体力は向上している。60代の方は高齢者と呼ばれたくないと言っているため、70歳以上を高齢者としてはどうか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 高齢者が社会の中で元気に活躍し、生きがいのある生活を送ることができるよう、介護予防・見守りの観点も踏まえながら支援してまいります。いただいたご意見については、今後の市政の参考とさせていただきます。
49	154・155 ・158	既存住宅のバリアフリー対策について検討してはどうか。	公共施設、道路、新規住宅のバリアフリー化は理解できるが、既存住宅のバリアフリー化も重要である。要介護認定者は介護保険制度による対応が可能であるが、要介護認定者以外の高齢者の場合も「住環境整備に関する補助制度」を設ける等、既存住宅のバリアフリー対策について、検討されてはどうか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 高齢者の状況に応じた住まいの確保については重要と考えており、いただいたご意見については、今後の市政の参考とさせていただきます。
50	155・158	サービス付高齢者住宅については、サービスの具体的内容を示すべき。	サービス付高齢者住宅については、サービスの具体的内容を示すべき。(サービスが相談どまりが多い) また、軽費老人ホームについて、(地価問題もあろうが)他県などに比べ狭隘である点も一考を要する。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 サービス付き高齢者向け住宅につきましては、具体的なサービス内容については施設ごとに異なりますので、各施設へご確認いただいております。 軽費老人ホームにつきましては、設備基準等に基づき建設・運営されております。 いただいたご意見については、今後の市政の参考とさせていただきます。
51	155・158	住宅改造について、制度を利用する際、見積りが割高になっているのではないか。	住宅改造について、よい制度と思うが、この制度を利用する時は、見積りもりが割高になっているのではないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見については、今後の市政の参考とさせていただきます。 なお、見積りに関しては、利用者と施工業者で契約を取り交わすものであるため、見積金額に疑問のある利用者の方へは数社から見積りをとることをお勧めしています。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
52	157	「世界に誇れる施策の再構築を図ります」を追記してはどうか。	世界に誇れる施策の再構築を図りますという文言を取り入れてはどうか。	【修正】	<p>ご意見ありがとうございます。 高齢化は日本だけでなく、世界共通の課題であり、特にアジアは日本の取組みに注目していることを認識しております。 いただいたご意見を踏まえ、一部記述を修正します。</p> <p>P145 基本理念 また、高齢化は日本だけでなく、世界共通の課題となっています。特にこれから急速に高齢化が進むアジアの国々は、日本の取組みに注目しており、福岡市においても、この分野におけるアジアの国々との交流が盛んになっています。福岡市がこの分野で持続可能な施策に先導的に取り組むことは、高齢社会対応のモデルとしてアジアの国々にも貢献することにつながります。</p> <p>P148 基本目標1 現状と課題 (平均寿命の延伸) ○(省略) ○WHO(世界保健機構)では、「高齢者に優しい都市国際ネットワーク」づくりを進めており、福岡市民のいきいきとしたシニアライフの実現のためには、こうした国際的な動きにも注目しながら、よりよい施策立案のための情報交流も重要となってきます。</p>
53	159	コミュニティバスの広範囲化、普及に努められてはどうか。	市内各校区で不便な地域を抽出し、住民のアンケートを取るなどして、コミュニティバスの広範囲化、普及に努められてはどうか。	【原案通り】	<p>ご意見ありがとうございます。 本市においては、バス路線の休廃止に伴う代替交通の確保や、公共交通が不便な地域については、生活交通の確保を図るため、地域が主体となった取組みに対し、支援を行っております。 いただいたご意見については、今後の市政の参考とさせていただきます。</p>

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
54	160	敬老祝金は継続すべきだと考えるが、本人からの辞退等の選択肢制度を検討してはどうか。	敬老祝金のような事業は、継続すべきだと考える一方で本人からの「祝い金辞退（福祉面に活用）」の選択肢制度について、検討されてはどうか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 超高齢社会に向けて、住み慣れた地域で安心して暮らしていける持続可能な制度や仕組みに再構築していくことが重要であると考えており、敬老祝金につきましても、その中であり方について検討してまいります。
55	161	一人暮らし高齢者に対する電話での安否確認はオレオレ詐欺等を助長する可能性があり、慎重な運用をお願いしたい。	在宅一人暮らしの高齢者の電話での安否確認は、今もなお続発するオレオレ詐欺などを助長する可能性もないともいえないのではないかと。慎重な運用をお願いしたい。	【原案通り】	声の訪問は、65歳以上の単身高齢者の方などに電話相談センターから原則として1日1回電話をかけ、安否確認を行うもので、利用の際には区役所に申請していただくこととしております。電話の時間や頻度などをあらかじめ電話相談センターと話し合っていたため、詐欺電話などとの区別はつきやすいものと考えております。 現在、声の訪問においても、詐欺電話などに注意する呼びかけは行っておりますが、今後も利用される高齢者の方が安心してご利用いただけるよう、会話の内容などについて慎重に対応してまいります。
56	167	「これから増加する外国人介護人材への支援」を追記してはどうか。	これから増加する外国人介護人材への支援を付け加えてはどうか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 P173に「介護人材のすそ野を広げるための取組みを検討します。」と記載しておりますので、原案通りとさせていただきますが、いただいたご意見につきましては、今後、検討してまいります。
57	167	介護する人への支援の充実については、介護者自身も「さまざまな要求を持った一人の人間だ」という理解に立ってほしい。	「介護者だ」という立場とともに、介護者自身も「さまざまな要求を持った一人の人間だ」という理解に立ってほしい。介護者がフレッシュでなければよい介護はできない。	【原案通り】	要介護者の方が在宅生活を継続していくうえで、家族の介護負担の軽減と心身のリフレッシュを図ることは非常に重要であると認識しております。 福岡市では、お互いの介護体験などを語り合う「家族介護者のつどい事業」のほかに、介護保険に上乘せしてショートステイを利用できる「あんしんショートステイ事業」なども実施しております。 今後も介護者のニーズに沿った介護負担の軽減のための支援に努めてまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
58	171	健康であるうちから自助努力を図る等して、障がいを持ったり、認知症にならないよう予防と対策を打つべき。	全国的に高齢化が進んでおり、脳卒中に罹る方は5人に1人、認知症は予備群も入れると700万人を超え、医療費は急速に増えている。こうしたなかで、福岡市においても高齢者分野に力を入れるべきであり、健康であるうち（早期）から障がいを持ったり、認知症にならぬよう、予防と対策を打つべきと考える。 そのため、歳をとっても健康で生活できるよう、民間の老人団体で各地区（7区）ごとに脳卒中予防と認知症予防の対策としてセミナーや特殊運動、食生活の改善に市として取り組んで頂きたい。 また、高齢による機能の低下によって、障がいを持つ事があっても、それ以上病が進まないよう自助努力を図る必要があると思う。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見については、今後の市政の参考とさせていただきます。
59	171	イレギュラーな家事をまとめて行う「おまとめサービス」があれば助かる。	家事支援に、月に1回、イレギュラーな家事をまとめて行う「おまとめサービス」があればユーザーは助かるし、介護保険財政的にも経費節減に資する。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 要支援者等の多様な生活支援サービスに対応していくためには、多様な担い手による多様なサービスの提供が不可欠な状況です。そのため、NPO・民間企業・ボランティアなど地域の多様な主体による活動を支援することとしております。 いただいたご意見については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
60	172	特別養護老人ホームではいたわりのあるケアも大事ではないか。	親が特別養護老人ホームに入所しているが、今年に入って機能訓練（リハビリ）を重視する施設に移った。機能訓練（リハビリ）も大事であるが、もっといたわりのあるケアが大事ではないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 介護保険施設におけるケアのあり方等については、定期的に実地で確認しているところです。 いただいたご意見については、今後の市政の参考とさせていただきます。
61	172	「地域密着型サービス」の「地域密着」、「小規模多機能型」の意味を問う。	地域密着型サービスの「地域密着」とは何か、「範囲」と「密着」の意味が不明確、同様に「小規模多機能型」とは何か。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「地域密着型サービス」、「小規模多機能型居宅介護」につきましては、介護保険法に基づくサービスの名称となっております。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
62	172	不必要な老人ホームの建設をやめるよう国に要請してほしい。	国は新たに老人ホームを作ろうとしているが、申し込みに対して実際に入居する意思がある人は少ない現状がある。建てる前に老人ホームのベッド総数と空率を調べ、現場の意見を聞く等して現状を把握し、国に対して不必要な建設を止めるよう要請すべきだ。 自分の周りには本人の意思や能力に反して、周囲から老人ホーム等へ入所するよう勧められているケースがある。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 特別養護老人ホームにつきましては、入居申込者へのアンケート調査等を基に整備量を算定しているところです。 いただいたご意見については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
63	172	軽費・養護両施設とも増設無しで不安を感じる。	P179の老人福祉事業目標量では、軽費・養護両施設とも増設無しなど不安を感じる。安心して在宅生活が遅れる基盤は、「いざ必要な時」には良質な保護的入居施設があるということである。相談機能やケア会議がいくら充実しても、今のいきいきセンターのように結びつけるべき具体的資源がないという事態になりかねない。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホームについては既存施設の入居率等を考慮した結果、本計画においては整備をしないこととしております。 また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）につきましては、第6期福岡市介護保険事業計画期間に約800床を整備する計画としております。 いただいたご意見については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
64	173	「外国人介護人材開発による確保」を追記してはどうか。	介護人材の確保には外国人介護人材開発による確保を取り入れてはどうか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 P173に「介護人材のすそ野を広げるための取組みを検討します。」と記載しており、原案通りとさせていただきますが、いただいたご意見につきましては、今後、検討してまいります。
65	173	介護人材のすそ野を広げるための施策について、抽象的であり具体性が感じられない。	介護施設職員の確保について、当該計画では「職員の研修」が主体となっているように思われ、5行目にある「介護人材のすそ野を広げるための取組みを検討します」とあるが、抽象的で具体性が感じられない。	【修正】	ご意見ありがとうございます。いただいた意見を踏まえ、一部記述を修正します。 P173：5行目 ○（略）また、福岡市の基準による研修の実施や、生活支援分野での元気高齢者の活躍支援、ボランティアの育成など、介護人材のすそ野を広げるための取組みを検討します。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
66	175	市・区・各種校区等地域包括ケアシステムを構築するレベルを明確化する必要があるのではないか。	地域包括ケアシステム構築について、P175の図表では、市・区・中学校区・小学校区・個別とありますが、どのレベルで構築するのが不明確ではないか。 最適枠内は、地域包括支援センター（概ね中学校レベルの枠）の単位ではないかと考えるが市はどのように考えているのか。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 P175の図表は、専門職と地域の関係者などが、地域の課題を把握し、課題解決に向けて検討を進める「地域ケア会議」の本市の実施体制を示すものとなっております。地域包括ケアシステムの姿については、P46の図表でお示ししており、いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 P46【図表 41】 おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的にはおおむね中学校区）を単位として想定
67	177	いきいきセンターにその地域の地域包括ケアシステム構築の任務を与えてはどうか。	P177、施策 5-1 においては、いきいきセンターふくおかの質を高めるため、職員に対する研修を充実させるだけでなく、地域包括支援センター（いきいきセンター）にその地域の「地域包括ケアシステム構築」の任務を与えて活動していくことが一番まとまりが良いのではないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）につきましては、地域包括ケアを実現していくための各圏域における拠点として、地域における高齢者の身近な相談窓口や地域のネットワーク構築等の機能を担い、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう活動しております。
68	-	通学校区単位で拠点医療、看取りなど終身で介護や看護が受けられる施設の建設を早急にお願したい。	高齢化の進行により、高齢者の問題は思わぬ課題が出てくると思われるが、その中の1案として、高齢者の介護や看護は、本人はもとより、家族など、介護、看護する側にとっても負担が大きい。そのため、通学校区（できれば小学校区分毎）に拠点医療、看取りなど、終身で介護や看護を受けられる医師のいる施設の建設を早急にお願したい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見については、今後の市政の参考とさせていただきます。

④ 障がい者分野

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
69	182	障がい者分野の基本理念に、障がいのある人（コミュニケーションの手段が異なる人も含む）と記載すべきではないか。	障がい者分野の基本理念について、障がい者（手話等日常的に異なる言語（手話）を使う者も含め）と加えるべきではないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「障がいのある人」とは特定の障がいに限らず、様々な障がいや社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当の制限を受ける方を広くとらえているものでございますので、原案通りの表記とさせていただきます。
70	182	一見して障がい者と分からない方には、助けや配慮が必要なときにかざせるマークがあるとよい。	聴覚障害や内部障害のある方は、外からはわからない。助けや配慮が必要なときにかざせるようなマークがあるとよい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 福岡市では、外見からはわかりにくい障がいのある方が、周囲の手助けを得られやすくすることを目的に、「ハートプラスマーク」や「ヘルプマーク」のカードを配布しております。各区役所の福祉・介護保険課及び健康課でお配りしておりますので、ご活用ください。
71	183・219	「差別禁止条例」の制定の意向を示してもらいたい。	「差別禁止条例」の制定の意向を示してもらいたい。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえ、一部記述を修正します。 P221： ・14行目から16行目を以下のとおり修正。 ○また、福岡市の実情を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消に向けて、障がいのある方をはじめ関係者の意見を聞きながら、差別の解消を目的とする条例の制定に取り組みます。
72	187～	地域の中で、障がい者に対する個人の見守りをしてほしい。	障がい者が地域の中で安心して暮らせる様に個人の見守りをお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 障がいのある方が地域や家庭で安心して生活できるよう、地域全体で支える仕組みを検討してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
73	188	グループホームに対して、福岡市独自の運営費補助をお願いしたい。	重度の人を含めた支援ができるよう、グループホームについて福岡市独自の運営費補助をお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 平成28年度に強度行動障がい者、重度障がい者を新たに受け入れるグループホームに対する市単独の補助金を新設しております。
74	191	「精神障がい者施策の充実」を追記してほしい。	現状と課題の項目に「精神障がい者施策の充実」を追加してほしい。(てんかん・高次脳機能障害を含めた相談支援の強化、配食サービスなど)	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 相談支援については、現在もてんかん・高次脳機能障がい含め、実施しておりますが、本計画においても相談支援の強化に取り組むこととしております。 精神障がい者の施策の充実については、いただいたご意見を参考とさせていただき、計画を推進してまいります。
75	191	重度心身障がい者福祉手当の転換は、障がい福祉分野の中で考えているのか。	重度心身障がい者福祉手当については「より効果的な事業への転換が望ましいとする意見があり、そのあり方が検討課題である」とあるが、「より効果的な事業」というのは、障がい福祉分野の中で考えているのか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 P198の「施策1-6年金・手当等」に記載しておりますとおり、『親なき後の生活の安心』『障がいの重度化、高齢化への対応』など今後の障がい福祉の充実を図るために、福岡市重度心身障がい者福祉手当につきましては、そのあり方について検討を行ってまいります。
76	193	相談支援事業の区基幹センターについては、設置数や職員の配置について十分に検討すべき。	「相談支援」の区の基幹センターでは、将来の予測を踏まえて実施までの検討期間を十分取った後に移行すべきであり、設置数は区ごとに2か所以上・職員は5人以上配置できるようにしてほしい	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 本計画においても相談支援の強化に取り組むこととしております。 いただいたご意見を参考とさせていただき、計画を推進してまいります。
77	193	相談支援の相談体制と相談者スキルの向上が図られるよう、記載をお願いしたい。	相談支援について、障がい児と親の育児放棄、発達障がいと家庭の貧困、障がい者と高齢者同居等々、個別の相談事には複数の要因が重なっていることが多く、単一の相談窓口では解決できない時代になっている。 また、自分の相談ごとがどこが適切かは判断がつかず、結果たらい回しに遭う、相談窓口がわからずあきらめてしまう、ということが多々ある。真に利用者の立場に立った相談体制と相談者スキルの向上が図られるよう、計画にぜひ盛り込んでいただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 本計画においても、相談支援に関わる人材育成やネットワークの構築を進めることとしております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
78	193	障がい児の相談支援事業所について、就学前から関わることが出来るよう見直していただきたい。	障がい児の相談支援は、法律では0歳児から関われることになっているが、福岡市はあいあいセンター、東部療育センター、西部療育センター以外の相談支援機関は、就学期からの関わりしかできないため、早急に見直し改善していただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 現時点では、未就学児の計画を作成する相談支援事業所も少ないことや、心身障がい福祉センター（あいあいセンター）、東部療育センター、西部療育センターの3センターが中心となって就学前の療育について総合的な方針を立てていく観点から、障がい児相談支援についてもその役割を担っているところでございます。 今後、民間の相談支援事業所との連携に取り組んでまいります。
79	193	障がい児の相談支援事業所について、未就学児に対しても一般相談支援事業所が関われるようにしてほしい。	計画相談支援について、現在福岡市は未就学児に対してそれぞれのセンターで計画相談がなされているが、子どもが小学生になるときに相談支援事業所に託されるものの断ることが多い現状である。 入学時の大変な時期に相談支援事業所を探すことは困難であり、スムーズに移行できるサービスの構成やNICUから退院する子どもたちを私たち事業所で関わるができるようお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 現時点では、未就学児の計画を作成する相談支援事業所も少ないことや、心身障がい福祉センター（あいあいセンター）、東部療育センター、西部療育センターの3センターが中心となって就学前の療育について総合的な方針を立てていく観点から、障がい児相談支援についてもその役割を担っているところでございます。 今後、民間の相談支援事業所との連携に取り組んでまいります。
80	193	相談支援については、アウトリーチの取組みも含め、丁寧な実施を望む。	相談支援は、障害福祉の始点であり、何が必要であるかが把握できることから、相談支援の丁寧な実施を望む。 また、ひきこもりの人、高齢の保護者、親ではないきょうだいや親せきの方が保護者の場合は、相談にも行けないケースもあるため、アウトリーチの取組みに期待している。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考とさせていただき、計画を推進してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
81	194	重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業の対象を、施設入所者まで拡大してほしい。	重度知的障がい者が病気等で入院した場合、入院先の医療関係者との連携が必要になってくることから、入所施設利用者も「福岡市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業」の適用となるようにしてほしい。施設利用者の入院中のコミュニケーション支援を施設事業者における日常生活支援の範囲として、負担することは負担経費の面で対応不可能である。本事業は地域生活支援事業の一環であることから、運用面での検討が必要となるが、自治体の裁量で入所施設利用者への適用を実現できると思われる。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。 なお、入院時のコミュニケーション支援については、入所施設の場合、施設の支援員が医療機関と連携を取ることとなり、施設の報酬体系の中で評価すべきものと考えますので本事業の対象外としております。
82	194	アクシデントに対する緊急 SOS を発することが出来るシステムが必要である。	居宅介護やホームヘルプサービスの柔軟かつ効率的な運用に関して、些細なアクシデントに対する緊急 SOS を発することができるシステムが必要である。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
83	194	重度障がい者の親として、短期入所できるところを早急に造っていただきたい。	重度障がい者の親として、短期入所できるところを早急に造っていただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
84	194	施策の再構築を考えるのであれば、ぜひとも医療ニーズの高い方でも活用できる短期入所をはじめとする福祉サービスを充実させてほしい。	施策の再構築を考えるのであれば、ぜひとも医療ニーズの高い方でも活用できる短期入所をはじめとする福祉サービスを充実させてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考とさせていただき、計画を推進してまいります。
85	194	重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業の対象者を拡大してほしい。	重度障がい者入院時コミュニケーション支援は、どの程度の人たちが利用できているのか。単身またはこれに準ずる人が対象と聞いているが、もっと対象を拡大し、障がい児・者の保護者も働きやすい環境を作してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
86	194・199	高齢視覚障がい者への支援の充実を要望する。	<p>高齢視覚障がい者に対する、以下の取り組みを要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会参加推進事業として、生きがい教室、教養講座、健康講座、高齢者に対する制度等の解説講座の開催 ・独居(夫婦とも全盲世帯)生活者に対する安否確認等の訪問相談事業 ・視覚障害者専用の、盲養護老人ホームの開設 	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「障がい者の高齢化、重度化」への支援の充実については、重要な取り組みであると認識しております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
87	195・199・ 211・216・	一般視覚障がい者に対する支援の充実を要望する。	<p>一般視覚障害者に対する、以下の取り組みを要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用のデイサービス・グループホームの開設 ・同行援護事業の利用時間延長 ・各区役所におけるトイレ、大災害時における第一避難所のトイレの音声化整備 ・公共建造物における、玄関入り口の音サインの整備、音サインがあるのが当たり前な社会となるよう啓発 ・行政からの情報の点字、音声版、拡大文字版の発行 	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 障がい特性に応じた支援の充実については、重要な取り組みであると認識しております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
88	195	「福祉タクシー」の対象に精神障がい者を含めてほしい。	「福祉タクシー」の対象に精神障がい者を含めてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 精神障がい者の施策の充実については、いただいたご意見を参考とさせていただき、計画を推進してまいります。
89	196	強度行動障がい支援事業は、理想的な取り組みであり継続を望むが、モデル事業の計画はどのようなものか。	強度行動障がい支援事業は、とても手厚い支援で、理想的な取り組みであり、事業については「モデル事業として実施するものであり、効果等を検証しながら、その後の事業展開を検討する」ことになっている。今後も継続を望むが、どのような計画のモデル事業として取り組んでいるのか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 強度行動障がい者集中支援モデル事業については、平成27年度から利用者の受け入れを開始し、今後の事業のあり方について、検討しております。
90	197	知的障がい者にも紙オムツの支給を認めてほしい。	身体障がいの方たちしかオムツは支給はされていないが、知的障がいの子どもたちもトイレがうまく表現できず、知的障がいの人たちにも紙オムツの支給をお願いしたい。月1万ぐらいの支出になるため、経済的な負担が大きい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 日常生活用具については利用者のニーズに応じた見直しを継続して検討することとしております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
91	197	日常生活用具の給付は、状況に応じて柔軟に対応してほしい。	生活用具等の給付において、ウィンドウズ XP に対応する音声読上げソフトを福祉用具として支給された人が、ウィンドウズ 10 に移行した際に、自腹で音声読上げソフトを更新せざるを得なかったと聞いた。こうした大きな状況の変化があった際にも福祉用具の支給ができるよう状況を見て判断してほしい。耐用年数が終了したものについては更新を認めるものとしてはどうか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
92	197	「テレビが聞けるラジオ」を日常生活用具として認めてほしい。	様々な自治体で「テレビが聞けるラジオ」が日常生活用具として認められている。多くのモデルが「緊急地震速報」を聞けるようになっており、福岡市でも日常生活用具として給付してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 日常生活用具については利用者のニーズに応じた見直しを継続して検討することとしております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
93	197	生活用具の機器の給付・助成の幅を考慮してほしい。	生活用具の機器の給付・助成の幅を考慮してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
94	198	障がい者になり、年金も少なく生活が苦しい。	障害者になり、年金も少なく生活が苦しい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 現在、国において基礎年金の最低保障機能の強化として、低所得者への加算などが検討されており、本市としましては、国の動向を見守ってまいります。
95	198	なくなってもなんとかなる施策として、福岡市重度心身障がい者手当を挙げる声が多かった。	当法人の利用者に、今ある施策の中でどの施策であればなくても何とかかなると思うかという質問をすると、多くの方が挙げられたのは、福岡市重度心身障がい者手当 2 万円（在宅の方）だった。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 障がい者専門分科会においても『『親なき後の生活の安心』『障がいの重度化、高齢化への対応』のため個人給付的な事業の見直し検討が必要』との意見が出ており、福岡市重度心身障がい者福祉手当につきましては、そのあり方について検討を行ってまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
96	198	福岡市重度心身障がい者福祉手当は本当に必要か。この予算を医療ニーズの高い人たちへ使ってほしい。	福岡市重度心身障がい者福祉手当は年に1回2万円支給されているが、本当に必要か。この予算を医療ニーズの高い人たちへ使ってほしい。こうした重度心身障がい者は、医療ニーズが高く、現在どの短期入所も利用できていない状況にあり、こうした予算を活用し、安心して短期入所ができるようなシステムづくりを望む。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。障がい者専門分科会においても「『親なき後の生活の安心』『障がいの重度化、高齢化への対応』のため個人給付的な事業の見直し検討が必要」との意見が出ており、福岡市重度心身障がい者福祉手当につきましては、そのあり方について検討を行ってまいります。
97	199	障がい者が安心して地域で暮らせるようグループホームの充実、障がいに応じたきめ細かいサービスを望む。	障がい者が地域で安心して暮らせるようグループホームの充実、障がいに応じたきめ細かいサービスを望む。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見を参考とさせていただきます、計画を推進してまいります。
98	199	グループホームに、夜間、ヘルパーが常駐するようにしてほしい。施設に入っても自宅と同じような生活ができるようにしてほしい。	グループホームに、夜間、ヘルパーが常駐するようにしてほしい。施設に入っても自宅と同じような生活ができるようにしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。グループホームに関しては、夜間の支援体制について、事業者が職員を配置した場合には加算がとれる報酬体系になっております。また、国の指針に基づき施設入所者の地域移行に取り組んでおり、地域において家庭的な雰囲気のもとでサービスを提供するグループホームの設置を促進しております。いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
99	199	障がい者の住宅支援について、事業概要の記載には、具体的な支援を明記してほしい。	事業概要があまりにも簡単すぎる明記で理解できない。具体的な支援を明記してほしい。グループホームを希望しているが、親だけで何人か集まって、空き家を利用して、スプリンクラーの出資だけで、赤字が始まり、運営が難しい。法人のグループホームも食事の用意を保護者が交代で入るなど、法人でも大変な状況にあり、外部の事業者にこうした部分の支援を受けることを可能にしていかなければ、親だけの動きは難しい現実があるため、事業所契約を可能にしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。事業概要に関するご意見につきましては、簡潔かつ理解しやすい表現を用いて記載しておりますので原案通りとさせていただきます。また、グループホームを設置する事業所に対しては、市の単独事業として補助金を交付しており、平成28年度からはスプリンクラーをはじめとする消防用設備の設置に対する補助額を引き上げております。さらに、グループホームについては、グループホーム事業所の従業者が、日常生活を営む上で利用者に必要な支援を行うものとなっております。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
100	199	働いていない人もケアホームに入所できるようにしてほしい。また、施設の増加や従事者の待遇改善を望む。	ケアホームは働いていないと入れない状況を改善してほしい。また、施設の増加、働く人の増加、従事者の給与の増加を望む。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。ケアホームは、平成26年4月にグループホームに一元化されました。グループホームについては、障がい者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むため重要な役割を果たしていると認識しており、市の単独事業として設置費の補助などを行い、グループホームの設置を促進しております。いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
101	199	グループホーム設立、運営にかかる行政からの支援を希望する。	グループホームについて、障がいがある方の保護者たちは、グループホームを作るための勉強会を開いているが、設立と運営に対する具体的な問題などが見えず、行き詰まってしまっていることが多いようである。グループホームの設立と運営は難しいと思うが、具体的な事例や問題点の整理など、情報を持った相談窓口、そして設立に向け行政の伴走を希望するが、いかがか。またグループホームを増やしていく具体的な取り組みはあるか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。グループホームについては、市の単独事業として設置費の補助や市営住宅の活用などにより、設置を促進しております。いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
102	199	グループホームについて、経費補助や市営住宅の活用の促進、報酬体系について国に要望していただきたい。	グループホームについて、経費補助や市営住宅の活用の促進や報酬体系について国に要望していただきたい。加えてグループホームでは、夜間の付き添いや病院付き添い、ショートステイの受け入れなど、人員が必要である。(要望にあたり)どのような支援や機能が必要かについては、当事者にも意見を求めています。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。今後も、さまざまな機会を捉えて当事者のご意見を伺いながら事業を実施してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
103	199・205	親なき後の支援において、グループホームは単なる箱ではなく、利用者が望む暮らしが実現できるよう多様なスタイルを認めてほしい。	計画に「親なき後」の支援が盛り込まれたのは過去にないことで、当事者や家族の願いに向き合い、解消に努めようとされる姿勢に心から感謝したい。 こうした支援が、一時的・短期的ではなく、それまで続けてきた尊厳ある地域生活が、親なき後も、生涯守られるような暮らし方への支援を願いたい。 特に親なき後の住まいに対する親の願いとして、グループホームという単なる箱ではなく、そこに、その人の望む暮らしが実践でき、それまで培ってきた人間関係や情愛で守られていく場となるよう、「福祉サービス事業所において、自事業所通所者のための短期入所施設の設置を行い、短期入所を継続的に行いながら親からの自立の時期に備える。家族等の事情により長期入所の必要が出たときには、その時点で長期入所に切り替えることができる制度設計にする。また事業所が取り組みやすい形態でなければ実現不可であるので、シェアハウス等の多様なスタイルが認められるような制度設計を図る」といった具体施策を可能とする掲載をお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「親なき後」の支援の充実については、本計画において重点的に取り組む施策としております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
104	199・205	日中活動系サービスの送迎に係る支援をしてほしい。 また、子どもと一緒に住めるグループホームを造ってほしい。	高齢者で出産し、子どもを授かり育てたが、障がいがあり今から10年後を考えると不安を感じる。 現在は、日中通所サービスを利用しているが、家族にも入院者がおり、病院の費用や交通費などの経済的な負担も大きいので、送迎の支援をお願いしたい。 また、子どもと一緒に住めるグループホームを造ってほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 生活介護（作業型）の送迎サービスにつきましては、施設の管理運営を行っている指定管理者と実施に向けて検討してまいります。 また、グループホームに関してはいただいたご意見を参考に、事業を実施してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
105	199・205	親なき後の支援については、グループホーム、ケアホームの充実が必要である。 また、親子が一緒に入居できる施設があればよい。	障がい者の入所施設が減少しており、親なき後の行方が心配である。利用者が求めるようなグループホーム、ケアホームの充実が必要である。 また、老人ホームに障がいのある子も入れる等、親子が将来一緒に入所できるような所ができると安心して暮らせると思う。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 ケアホームは、平成26年4月にグループホームに一元化されました。 「親なき後」の支援の充実については、本計画において重点的に取り組む施策としております。 いただいたご意見を参考とさせていただきます、計画を推進してまいります。
106	200	話し相手、結婚相手等について相談できる場所はないか。	アルコール依存症から回復して社会へ復帰したいが難しい。話し相手や結婚相手について相談できる場所はないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考とさせていただきます、計画を推進してまいります。
107	200	こども病院のてんかんセンターの充実とてんかん相談窓口の開設をしてほしい。	こども病院のてんかんセンターの充実とてんかん相談窓口の開設をしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 こども病院では、27年度からてんかんセンターを新設したところであり、てんかん診療において集学的かつ包括的な医療の提供をしております。 また、こども病院の地域医療連携室で、特定の病気に限らず、受診に関する相談や福祉制度についての相談を受け付けておりますので、まずは地域医療連携室にご相談ください。
108	203	福祉避難所で薬の確保ができるようにしてほしい。	福祉避難所などで薬の確保などができるようにしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 啓発普及支援事業の中で、貴団体のリーフレットを活用させていただくなど検討してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
109	203	「避難行動要支援者名簿」と「災害時要支援者台帳」は違うものなのか。	「避難行動要支援者名簿」と「災害時要支援者台帳」は違うものなのか。とても大切なことなので、周知を徹底してほしい。また、防災計画には、合理的配慮の提供を組み込んでほしい。その検討の際は、当事者の参画を望む。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 災害時に備え、これまで民生委員と福岡市が共同で「災害時要援護者台帳」を作成していましたが、災害対策基本法の改正により、市に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。 平成28年度から市が作成する「避難行動要支援者名簿」は、災害時の安否確認等のみ使用するだけでなく、災害時に備えるための事前の取組みとして、地域による日頃の見守り活動や、要支援者一人ひとりの避難支援計画づくりなどにも使用していただくものとしております。 制度の内容につきましては、区役所窓口や市政だより等を通じて、周知を行ってまいります。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
110	204	同行援護者のスキルアップを目的とした研修会の開催など、人材の確保、技術の向上を望む。	同行援護者のスキルアップを目的とした研修会の開催など、人材の確保、技術の向上を望む	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 今後の事業実施の参考とさせていただきます。
111	204	各区に障がい者の全般のことがわかる福祉のスペシャリストを配置してほしい。	各区に障がい者の全般のことがわかる福祉のスペシャリストを配置してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
112	204	同行援護従事者のスキルアップにかかる研修を追記してほしい。	P195 障がい者分野「施策1-3 移動・外出支援」の事業概要に、同行援護があることは承知しているが、情報提供や代読のニーズが増えている中、同行援護者のスキルアップが必要と考える。したがって、視覚障がい者の同行援護の研修を入れて欲しい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 今後の事業実施の参考とさせていただきます。
113	204	一般相談担当者に障がい福祉施策の初歩的な教育をしてほしい。	障がい者に関することは、多岐にわたり、専門窓口でないと初歩的な説明も得られないため、他分野のソーシャルワーカーや一般相談担当者に初歩的な教育をしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
114	205	親と一緒に住めるような施設で親が亡くなった後も生活できるようなサービスをしてほしい。	親亡き後も安心して住めるように年金や手当、住宅の支援のほか、親と一緒に住めるような施設で親が亡くなった後も、同じような生活ができるようなサービスをしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「親なき後」の支援の充実については、本計画において重点的に取り組む施策としております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
115	205	グループホーム・ケアホームの立ち上げに係る経済的な支援を要望する。	私の子供はほぼ寝たきり状態で移動は車いすに頼っている。私自身も高齢であるためこどもの将来に不安をもっている。 「親なき後」の支援について、事業者への調査における不足している社会資源の1位が「グループホーム・ケアホーム」となっていたが、私も同意見である。公営の施設はなく、民間施設でも入所できる場所がないため、親有志が集まって立ち上げるしかないのではないかと考えているが、個人での建設は非常に困難なので市による経済的な支援を要望する。 また、ソフト面においても介護スタッフの離職率が高く、生まれた時からの両親から受けていたような介護が難しい。介護スタッフが長く愛情をもって一緒に暮らしていけるように待遇向上と教育の実施を要望する。 総合計画の概要は聴講できたが、計画を具体化していく中で、障がい者の状態は千差万別であり職員が実際に当事者の声を聞き施策に反映する場を設けて欲しい。当事者と事業者の声は違う。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 グループホームについては、「親なき後」の障がい者の住まいとして重要な役割を果たしていると認識しております。 そのため、市の単独事業として設置費の補助などを行い、グループホームの設置を促進しております。 今後も、さまざまな機会を捉えて当事者のご意見を伺いながら、事業を実施してまいります。
116	205	親なき後の生活のために、サービスの利用量を増やしてほしい。	知的障がい者は24時間の見守りが欠かせない。親亡き後、自宅でも、グループホームでも、生活するために既存の在宅サービスや移動支援の利用量を増やしていただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
117	205	短期入所を親なき等の予行演習として活用できるようにしていただきたい。	既存の短期入所は親亡き後の予行演習、訓練の場になっていない。予行演習となるような支援を付加していただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
118	205	親なき後についての今後の取り組みでは、当事者の意見を聞いてほしい。	親亡き後についての取り組みが形になっていくことにとっても期待している。今後取り組むにあたって、必要な支援や機能、地域生活拠点について、当事者の意見を聞いてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考とさせていただき、計画を推進してまいります。
119	205	療育手帳所持者への医療費減免制度をお願いしたい。	親がいなくなった後の医療費が心配であり、療育手帳を持っている人の医療費の免除、あるいは減免をお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
120	205	困った時に安心して相談、入所ができる場があるとありがたい。	困った事が起こった時に安心して相談できる窓口やグループホーム、いつでも誰でも入れる場があると、ありがたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 本計画においても、障がいのある方が地域で安心して生活が継続できるよう、総合的な支援について検討することとしております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
121	205	親子で入所できる施設があればよいと思う。	親なき後だけでなく、親が子どもを守れなくなったときに、親子で入れる施設があるとよいと思う。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「親なき後」の支援の充実については、本計画において重点的に取り組む施策としております。 いただいたご意見については、障がい者施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
122	205	親なき後、障がい者の在宅生活継続のために安心して子どもを任せられる人や場所を希望する。	親が亡くなった後も子どもが地域で暮らせるよう、施設や相談窓口、成年後見制度等、安心して子どもを任せられる人や場所があることを希望する。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「親なき後」の支援の充実については、本計画において重点的に取り組む施策としております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
123	206	「障がい者の国際交流やその基盤整備などにも備えるまちづくり」をうたってはどうか。	P47の「10年後のあるべき姿」にある「福祉におけるアジアのモデルとなる社会」の記載に対応して、P206基本目標2就労支援・社会参加支援の充実の現状と課題の第2パラグラフで、パラリンピックや障がいを持った海外の人々のツーリズムに対応して、障がい者の国際交流やその基盤整備などにも備えるまちづくりをうたってはどうか。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 障がいを持った海外の人を含め外国人への配慮は、ユニバーサルデザインの理念による地域づくりという観点から重要であるため、いただいたご意見を踏まえ、地域分野における記述を一部修正します。 P142：9行目 ○日常生活や社会生活におけるバリアを取り除くことで、高齢者や障がいのある人、妊産婦やベビーカーを使用する人、外国人などが、円滑に移動したり、施設の利用ができることなどの重要性について、市民一人ひとりが理解を深め、支え合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。
124	206	障がいのある人の自立とはどのようなことを意味しているのか。	社会参加、就労についても障がいへの理解が必要である。ここでの障がいのある人の自立とは、どのようなことを意味しているのか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「障がいのある人の自立」とは、P182「基本理念」の中で記載しておりますとおり、「障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの能力を最大限発揮し、地域や家庭でいきいきと生活すること」と位置づけております。
125	208	「ユニバーサル・デザインやソーシャル・インクルーシブネス」について触れ、「海外からの障がい者来訪にも備える基盤づくり」を打ち出されてはどうか。	P47の「10年後のあるべき姿」にある「福祉におけるアジアのモデルとなる社会」の記載に対応して、P208の〈施策の方向性〉で再掲になるかもしれないがユニバーサル・デザインやソーシャル・インクルーシブネスについて触れ、海外からの障がい者来訪にも備える基盤づくりを打ち出されてはどうか。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 海外から来訪する障がい者を含め、外国人への配慮は、ユニバーサルデザインの理念による地域づくりという観点から重要であるため、いただいたご意見を踏まえ、地域分野における記述を一部修正します。 P142：9行目 ○日常生活や社会生活におけるバリアを取り除くことで、高齢者や障がいのある人、妊産婦やベビーカーを使用する人、外国人などが、円滑に移動したり、施設の利用ができることなどの重要性について、市民一人ひとりが理解を深め、支え合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
126	209・210	就労継続支援B型事業においては、一般企業との取引では受注量の変動が大きいと、公的な業務で参入できるものがないか検討してほしい。	就労継続支援B型の事業所では、障がいの特性や個別の能力差により、適当と思われる作業が提供できるが、仕事の受注を行っているが、誰にでもできる作業で工賃に結びつく作業が慢性的に不足しており、一般企業との取引においては、受注量の変動もあり、仕事を得る事自体が簡単ではない状況にある。公的な業務等で、事業所が参入できる仕事がないか、検討頂きたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考とさせていただきます、計画を推進してまいります。
127	211	視覚障がい者への郵送物は、点字にしてほしい。	公的機関から郵送される視覚障がい者への通達・お知らせなどには、内容がわかるよう、点字での通知を望む。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
128	211	意思疎通支援事業の具体的な派遣対象の拡大を記載してほしい。	意思疎通支援事業について具体的な派遣対象の拡大が記されてなく、国の動向を踏まえ検討するとなっており、福岡市独自の計画となっていない。現在の意思疎通支援事業では、派遣の対象が細かく決められており、差別解消法の合理的配慮に反する。国の動向を踏まえるなら、国が示した「意思疎通支援事業モデル要綱」のとおり派遣制限をしないものにかえるべきではないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 意思疎通支援事業の具体的な派遣対象の拡大については、本計画策定後、個別施策を実施していく段階で、本市の財政状況も考慮しながら、具体的な検討をしてまいります。 なお、重度障がい者に対する意思疎通支援のあり方については、国の動向も踏まえて、検討してまいります。
129	211	市の郵便物や広報物について、視覚障がい者へもっと配慮してほしい。	郵便物を仕分けできるように、市の郵便物には全て点字シールを張るべきである。また、郵便物の中身も含めて点字化すべき。市政だよりについては、点字版は抜粋版であるため、全部点字化したものがほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
130	211	各区に点字もわかる障がい者コンシェルジュを配置してほしい。	各区に障がい者の全般のことがわかる福祉のスペシャリストが少なく、詳しい人がいてもすぐに異動で出ていく。正規の職員は異動があつて難しいなら、嘱託員で点字もわかる障がい者コンシェルジュを各区に1~2人配置してほしい。特に、点字プリンターを使いこなせる人を雇用していただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
131	211	交通バリアフリー施策の推進を要望する。	交通バリアフリーに向けて、駅ホームの可動柵の設置(特に博多駅)、歩車分離交差点、大幅な横断歩道における音響信号機、エスコートゾーンの併設、車両における後退時の、音サインの義務化を要望する。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
132	212	障がい者スポーツセンターの事業概要に、①各種のスポーツ教室・大会・行事の実施、②スポーツ指導及び指導者派遣、③障がい者スポーツに関する相談及び情報提供を追記してほしい。	障害者スポーツセンターの事業は「場の提供」の記述だけでは不十分であり、①各種のスポーツ教室・大会・行事の実施、②スポーツ指導及び指導者派遣、③障がい者スポーツに関する相談及び情報提供を追加してほしい。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえ、記述を修正・追加します。 P212：表 水泳・バスケットボール・卓球・トレーニングなどの機会の提供、障がい者スポーツの指導、指導者派遣、相談対応及び情報提供
133	212	障がいの状況に合わせて、仕事や余暇、家での過ごし方等、きめ細かいサービスをしてほしい。	作業所等に通うことが困難な方々に、その人に合った仕事や余暇、家での過ごし方、きめ細かいサービスをしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
134	212	視覚障がい者家庭生活訓練事業および視覚障がい者生活訓練事業の継続を望む。	視覚障がい者家庭生活訓練事業および視覚障がい者生活訓練事業の継続を望む。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に、事業のあり方について検討してまいります。
135	212	「視覚障がい者社会生活訓練事業」及び「視覚障がい者家庭生活訓練事業」の継続を望む。	補助事業「視覚障がい者社会生活訓練事業」及び「視覚障がい者家庭生活訓練事業」が、廃止も含め見直されると聞いている。何らかの形で是非とも継続されるようお願いしたい。 2 補助事業に携わってきたが、近年は補助事業に参加を呼びかけても、規制が厳しく、参加してこない状況にある。 文化やスポーツ・趣味的な事業には、その経費の一部でも助成を認める等、規制の緩和を図るとともに、デイサービスや地域の公民館サークルなども、視覚障がい者の受け入れには消極的で、ハード・ソフト共に配慮されたものではないため、社会へ仲間の集いへ参加しやすい環境を作してほしい。「まず一歩、外へ出る」、その応援をしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に、事業のあり方について検討してまいります。
136	212	視覚障がい者家庭生活訓練事業および視覚障がい者生活訓練事業を継続してほしい。	視覚障がい者家庭生活訓練事業および視覚障がい者生活訓練事業が平成 28 年度で終了すると聞いている。是非事業の継続をお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に、事業のあり方について検討してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
137	213~215	障がい理解促進に係る取組みについて、当会で行っている啓発活動も活用してほしい。	10年後、20年後、30年後の“人づくり”には「教育」が最大の重要点だと考える。そして地域分野の施策は、どの分野にも関わる要の施策になると考えている。計画中に多くの場面で記載されている「障がい理解を促進するために啓発活動に取り組む」について、当会（障がい者関係団体）で行っている知的障がいの疑似体験を通した啓発活動も活用してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 今後も、さまざまなイベントでの交流や体験学習、研修会などを通じて、障がいへの相互理解が進むよう、福祉意識の醸成に努めてまいります。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
138	215	市の機関で、てんかんの啓発活動を企画してほしい。	精神保健福祉センター・保健福祉センターなどで、てんかんの啓発活動を企画してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 啓発普及支援事業の中で、関係団体と連携し、関係団体のリーフレットを活用させていただくなど検討してまいります。
139	215	地域で障がい者と町の人が交流できるような場をつくってほしい。	地域で障がいを持った人と町の人がお互いに知り合えるような場所づくりをして関わりを持てるようにしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
140	215	障がい者は地域で孤立しがちであり、地域に参加可能になる環境整備、仕組みづくりの具体的な取組みを希望する。	本計画の基本理念には、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」とあるが、障がい者の方々は地域と繋がりが持たず、孤立して生活している現状があり、「見守り活動」においても、見守る側と見守られる側の間に良い関係がなければ、住民間に関係の悪化が生まれるのではと思われる。 また、自主防災への参加、子育て支援や特別支援学級の設置の増加により、地域で過ごす時間が増えてきていると思われるが、障がいがある方やそのご家族の参加は自分の地域を見ただけでも参加の機会は、増えていないように思われる。 そのため、地域資源を住民として活用するなど、地域に参加可能になる環境整備が大切であり、障がいがある方及びそのご家族の地域参加を促し、地域の関係をどのように構築していくのか、障がいがある方と地域双方にその必要性和具体的な取組みなどを提示していただくとともに、地域資源である公民館による積極的な障がいの方の地域参加への取組みを希望するが、いかがか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 障がいに対する理解促進については、これまで様々な取組みを行ってまいりましたが、障がい児と同じ地域に住む子どもたちとの交流に取り組んでいる活動の支援など、子どもころから障がいに関する理解や関心を持てるような環境づくりを進めてまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
141	215	地域の中でシニアクラブや子ども会と同じように障がい児・者が集える所がほしい。	地域の中でシニアクラブや子ども会と同じように障がい児・者が集える所がほしい。障がい児・者や家族、地域住民と共に活動し、交流することで、孤立しがちな障がい者家庭の安心化が得られ、広い意味での啓発に繋がると考える。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 地域での交流、地域参加等については、地域イベントの声掛けや市政だよりでの周知など、自治会や町内会等の活動支援に取り組んでおります。いただいたご意見については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
142	215・221	障がい者が共生できる社会を作るため、具体的な事業を盛り込んだ計画を作ってほしい。	これからは「障がい者が何処で誰と暮らすか」を自由に選択できる事が保障されるようになっていくとは思いますが、現在のところグループホームはなく、こうした背景には地域の理解が得られないことを見聞きすることがある。 親と暮らそうが、支援者に支えられて暮らそうが、そこには近隣の人たちの理解と支えあいの気持ちが不可欠であり、まずは障がい者が今住んでいる地域で住民として認識され、様々な事柄に障がいのある人の参加が当たり前になっていく地域社会を望む。 現在のままでは障がい者の親として、子どもの事をどこまで地域にオープンにしていよいか悩ましく、障がい者理解に対する理解を積極的に作る手段がない。 「障害者差別解消法」を受けて、計画の中に、障がい者の居住地域（校区単位）で市が何をやるか具体的なものがみられない。 障がい者が共生できる社会をつくる為に、是非、具体的にどのような事業をやるかという計画を作ってほしい。地域の理解は、差別を解消する根本的な問題と考えている。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 障がいに対する理解促進については、これまでも様々な取組みを行ってまいりましたが、障がい児と同じ地域に住む子どもたちとの交流に取り組んでいる活動の支援など、子どもたちから障がいに関する理解や関心を持てるような環境づくりを進めます。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
143	215・221	地域における障がい者の潜在的な孤立について、行政や社協による主体的、積極的な取り組みをお願いしたい。	福岡市の計画の中に、地域における、障がい者の潜在的な孤立状態の解消を目的とした具体的な取り組みを加え、障がい者とその家族が、地域において安心して自分らしく生活できていないという事実（孤立的な状況）に対して、行政や社協による主体的、積極的な施策や取り組みをお願いしたい。計画（案）では、「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡」をまちづくりの目標像に掲げ、その実現のため様々な取り組みを行っています」とあるが、これまでの長きにわたり、このような行政からの支援だけでは解決することが難しい様々な問題があり、それらが現実として障がい者やその家族の生活のし辛さ、障がい者の孤立という状態に繋がっているように感じられる。 特に大人になっても親の保護のもと在宅で暮らしている障がい者の場合、地域の方からはその家庭の状況も、障がい者の存在も、見えていないのが現状であり、このこと自体も障がい者の孤立という状態が生まれる大きな要因となっていると思われる。 このような、地域における障壁を解消して、障がい者の孤立を防ぐためには、行政（福岡市や社協）の積極的な取り組みが必要である。 障がい者が孤立せず、住み慣れた地域で安心して生活できるということは、権利擁護の大前提であり、4月に施行される「障害者差別解消法」においても、居住地域等で障がい者の権利が守られ安心して生活できることが、法の目的の要素になっていると思われる。 是非、積極的に取り組みをお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 本計画においても、障がい者が地域で安心して生活が継続できるよう、地域の支援体制づくりなどについても検討することとしております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
144	216	視覚障がい者の情報保障として、情報の三次元化等配慮をお願いしたい。	視覚障がい者の情報保障として特に公共施設など、三次元の情報三次元で提供するほか、3Dプリンターを活用した事業及び、事業を行うボランティアを養成してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
145	221	障害者差別解消法において地方公共団体の義務と、努力義務とされている項目については表現を分けるべきではないか。	障害者差別解消法施行に伴う対応として、地方公共団体においては「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮」に関しては義務、職員対応要領に関しては努力義務となっているにも関わらず、全体を「努めます」という表現でまとめて良いのか。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえ、一部記述を修正します。 ・P221：7行目から9行目を以下のとおり修正 ○法施行に合わせ作成した職員対応要領に基づき、障がい者を理由とする差別の禁止に関して、福岡市役所の職員が率先して取り組んでまいります。 ○差別に関する紛争の防止などに向け、障がい者差別に関する相談窓口を設置し、関係者からの相談等に応じるとともに、「福岡市障がい者差別解消支援地域協議会」において、差別事案の解決に向けて協議してまいります。
146	224	あいあいセンターでの医師による診察をもっと増やしてほしい。	あいあいセンター（発達障がい診断小児科医常設設備）での受診がタイムリーにできないため、もっと増やすべきではないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見につきましては、施策6-1に含まれておりますので、原案通りとさせていただきます。 なお、平成28年度から心身障がい福祉センター等の嘱託医師の日数を増やし、新規受診までの期間の短縮を図ります。
147	224	障がいの早期発見から療育実施までの間、家族支援として訪問、情報提供をしてほしい。	障がいの早期発見から療育実施までの間、家族支援として訪問、情報提供をしてほしい。子どもに障がいがあると知り、家族は不安定な時期である。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 保育園や幼稚園における障がい児支援の充実については、心身障がい福祉センター等で保育園や幼稚園の職員を対象とした研修を実施するとともに、保育園や幼稚園に職員を派遣し研修の支援にも取り組んでおります。 いただいたご意見については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
148	225	働く子育て家庭でも受けやすい療育支援の制度にしてほしい。	あいあいセンターの療育は働く母親にとっては通いづらく、幼稚園児はあいあいセンターに通わせ、保育園児は各園に担当者が出向く等、働く子育て家庭でも受けやすい療育支援の制度にしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に、事業を実施してまいります。 なお、障がい児に対して、様々な形で療育の機会を提供しており、平成28年度から幼稚園や保育所と障がい児の通園施設との並行通園（週1回程度）を開始するなど、充実を図ってまいります。
149	225	保育所、幼稚園での障がい児支援のため、療育・相談支援等のできる人材育成を早急に実施してほしい。	保育所、幼稚園での障がい児支援のため、療育・相談支援等のできる人材育成を早急に実施してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 保育園や幼稚園における障がい児支援の充実については、心身障がい福祉センター等で保育園や幼稚園の職員を対象とした研修を実施するとともに、保育園や幼稚園に職員を派遣し研修の支援にも取り組んでおります。 いただいたご意見については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
150	226	発達障がい児は優先的に転園できる制度を設けてほしい。	保育園によっては発達障がい児が生活しにくい場合がある。発達障がい児は優先的に本人が過ごしやすい保育園に転園できる制度を設けて欲しい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見につきましては、障がい者施策を進めるうえでの参考にさせていただきます。 なお、保育園の転園については、お子さんが障がいに係る手帳を受けている場合、優先度を高める調整を行っております。 また、保育所に対して、こども未来局の職員や心身障がい福祉センターの職員が指導、助言を行うとともに、保育所の職員を対象とした研修を実施するなど支援を行っております。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
151	226	発達障がい児クラスを作るべきではないか。	発達障がい児クラスを各学校に設けるべきではないか。支援級と普通級の中間的ないじめ対策にもなるクラスを低学年と高学年で各クラス作るべきではないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 小学校では、学校教育法等に基づき、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちに対して、一人ひとりの障がいの種類・程度等に応じ、特別支援学校や特別支援学級、あるいは、通級による指導において適切な教育を行っております。ご意見いただいたような学級の設置は、制度上、想定されておりませんので、原案通りとさせていただきます。 今後とも、発達障がいを含め障がいのある子どもたちに対し、よりよい教育を提供できるように努めてまいります。
152	-	福祉従事者の待遇改善等を行い、より良い人材確保を図ってほしい。	福祉に関わっている人たち（福祉従事者）の給与の上昇や所得の安定など、福祉分野でのより良い人材の確保を図ってほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 障がい福祉サービスに関する報酬については、基本的に国において見直しを図るべきと考えております。 経営実態に見合う報酬水準を確保するとともに、良質な人材確保が図られるよう、機会を捉えて国に要望してまいります。
153	-	計画の策定にあたっては、障がいの種別ごとに聴聞してほしい。	計画の策定にあたっては、適切な施策の立案・実施のため視覚障がい者の実態把握とともに、視覚障がい者や聴覚障がい者など、障がいの種別ごとに聴聞してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 計画策定に際しては、障がい種別ごとの実態調査を実施し、さまざまな障がいのある方の実態を把握するよう努めております。いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
154	-	あいあいセンターについて計画に掲載すべき。	あいあいセンターの記載が計画にないため、具体的な取り組み等について掲載すべきである。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「あいあいセンター」は、「心身障がい福祉センター」の愛称であり、いただいたご意見は、施策 6-1 等に記載しております。
155	-	視覚障がい者の施策検討にあたっては、実態を把握すべきである。	視覚障がい者に対する政策を検討するために、年齢構成、視覚障がい者のみの世帯、収入（自営、雇用、年金、その他（家族からの支援））、単独行動できるか、点字を読める人がどれくらいいるかなど、実態を把握すべきである。 また、高齢視覚障がい者の独居者も重要である。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 計画策定に際しては、障がい種別ごとの実態調査を実施し、さまざまな障がいのある方の実態を把握するよう努めております。いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
156	-	計画作成時に障がい種別ごと、中でも視覚障がい者や聴覚障がい者の代表者にも意見を聞くべきである。	計画作成時において、障がいの種別ごと、例えば、身体の中でも、視覚障がい者や聴覚障がいなどの代表者に意見を聞くべきである。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 計画作成にあたっては、障がい者団体のみなさま向けの説明会を実施するなど、障がい当事者の方々はもとより、広く市民のみなさまからご意見をいただけるよう、周知に努めております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
157	-	障がい者分野について、実現を願う施策が複数盛り込まれており、大変期待している。	障がい者分野においては、相談支援、権利擁護の推進・差別解消法に伴う条例の策定検討や親亡き後、意思決定支援、各分野の有機的な連携・総合的な施策の展開・切れ目のない支援等々、願っていることが盛り込まれており、大変期待している。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 本計画の基本理念にも掲げておりますとおり、「障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの能力を最大限発揮し、地域や家庭でいきいきと生活することのできるまちづくり」をめざし、各事業の有機的な連携や効果的な実施方法などを、総合的に検討し事業を実施してまいります。

4 その他

番号	ページ 番号	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への対応	意見への対応案
158	72・73	各グラフ，男女の凡例を統一すべき。	グラフの色について，各グラフで男女の色が，異なるため特に意図がなければ，色の順を合わせた方が良いと思う。	【修正】	いただいたご意見を踏まえ，男女のグラフの色を合わせました。
159	229	計画の進行状況を報告する際は，当事者のニーズを反映してほしい。	計画の進行状況を保健福祉審議会に報告する際は，審議会委員に当事者代表が参加しているのので，当事者のニーズを反映してほしい。 また，アウトカム指標は受け手の立場から測定するように。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に，計画を推進してまいります。
160	230	PDCA サイクルが有効に，透明性を持って活用されることを望む。	PDCA サイクルが有効に，透明性を持って活用されることを望む。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に，計画を推進してまいります。
161	224・236	ノーマライゼーションの考え方について，互いに認め合うと記載したほうがよいのではないか。	ノーマライゼーションは，互いに支え合うというより，互いに認めあう，といったほうが良いのではないか。 「すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく，相互の人格と個性を尊重しながら共生社会の実現を目指す」ということは，障がいのある人ない人も同じ命の重さであり，障がいのある人が必要な支援は求めたいと考えるが，いかがか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 用語解説について，一般的な用語については，国が示す説明を記載しています。 この考えに基づき，ノーマライゼーションの用語解説については，厚生労働省のホームページ（次の URL 参照）の説明を用いました。 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/syakai/sienhi/Panf/dl/Panf2.Pdf